

不審者の学校敷地内への侵入時の対応

発見

- 1 第一発見者は児童に避難を促し、近隣の職員に不審者侵入を連絡。
インターフォン・携帯電話・不審者連絡カード等 使用

対応

- 1 第一発見者が侵入者に対応し、その場に留める措置をとる。
(担任の場合、近隣の職員が児童と一緒に避難する。)
- 2 校内放送で、全校児童に注意の喚起や避難を連絡。

「(侵入箇所) の、ロッカーが壊れました！」 (2回くり返す)

(不審者の侵入場所と避難場所を伝える。)

- 3 警察への通報

	1 1 0
日奈久駐在所	3 3 - 0 5 0 1
八代警察署	3 3 - 0 1 1 0
- 4 教育委員会への通報

休み時間に起こった場合、児童は不審者侵入を近くの職員と職員室に伝える。

避難誘導

- 1 侵入者を児童に近づけさせないこと。
- 2 安全を確認しながら、運動場へ避難する(運動場北側バックネット前)。
場合によっては、①校長室に全員入って、中から鍵を閉める。
②二見コミュニティーセンターに避難する。
等、状況に応じて変わる可能性あり。
- 3 校長は万一の事故を考え、全体指揮がとれるよう留意しておく。
・救急関係 ・捜査関係

対応

- 1 マスコミ・・・・・・窓口の一本化(校長または教頭)

反省

- 1 職員会議 (対応の反省、予防策不備の検討)
- 2 事件経過報告 (時間を追っての詳細な記録)
- 3 保護者への説明と、今後の予防改善策依頼

登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

不審者情報・事件の学校への第一報



緊急対応が必要か（緊急性のある具体的な情報か）

チェック1

必要ない

状況によって、警察・教育委員会に通報及び地域ボランティア等との連携を図った防犯対策の強化

必要

対応1
被害者等の安全確保

地域における取組	学校の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 110番通報（発見者） ○ 学校への情報提供 ○ 子どもの安全確保・避難誘導 ○ 学校の緊急対応支援 【負傷者がいる場合】 ○ 119番通報 ○ 救急車到着までの応急手当の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未通報の場合は110番通報 ○ 地域防犯ボランティア等へ支援要請 ○ 現場に急行し、情報収集と整理 【負傷者がいる場合】 ○ 未通報の場合は119番通報 ○ 負傷者の保護者へ連絡



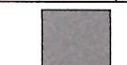
不審者が確保されているか

チェック2

いない

対応2
登下校の安全確保

地域における取組	学校の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯パトロールの実施 ○ 保護者同伴（送迎）による登下校 ○ 学校の緊急対応の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全確保までの子どもの保護と保護者への引き渡し ○ 必要に応じて、地域住民・保護者・ボランティア・警察・教育委員会への支援要請 ○ 教職員による防犯パトロール



対応3
事後の対応や措置

地域や関係機関における取組	学校の取組
<p>登下校時の安全対策の強化</p> <p>（当該事例に合わせて、必要に応じて取り組む）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯パトロールの強化 ○ 保護者による安全点検の実施 ○ 不審者情報等の情報ネットワークの整備・充実 ○ 学校の事故対応の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の整理と提供 ○ 保護者への説明 ○ 心のケア ○ 再発防止対策実施 ○ 報告書の作成 ○ 災害共済給付請求

※地域とは「地域住民・保護者・ボランティア等」を示す

児童傷病時の対応

傷病発生

通報による場合

担任(関係者)連絡

現場に担任がいた場合

移送については原則として保護者とする。
緊急時または保護者との連絡が取れない場合は、救急車・タクシーで移送する。

傷病の様子を確認し、必要時は保健室へ来室させる。急変が予想される場合は他の児童または担任が付き添う。

必要時、担任(関係者)

現場確認

養護教諭不在の場合は管理職の指示を受ける。

どうなった
どうして
だれが
どこで
いつ

応急処置

管理職連絡

要医療

保健室対応

けが…状況により要家庭連絡と判断される場合保健室連絡票にて知らせる。
病気…休養(休養によって回復が予想される)

※担任は適時児童の様子を見に行く。

保護者連絡

負傷の状態・状況
家庭不在時、勤務先に連絡
応急処置済みのこと

病院等連絡

緊急時学校から移送する場合、家庭に移送病院の了解を得る。

※頭部外傷・呼吸停止・意識障害・大出血・服毒・転倒事故等重傷なものは、速やかに救急車を要請する。(関わった教職員は、記録をとる)

保護者より診断結果を聴取し、管理職、関係者に連絡・報告
日本スポーツ振興センター適用についても知らせる。

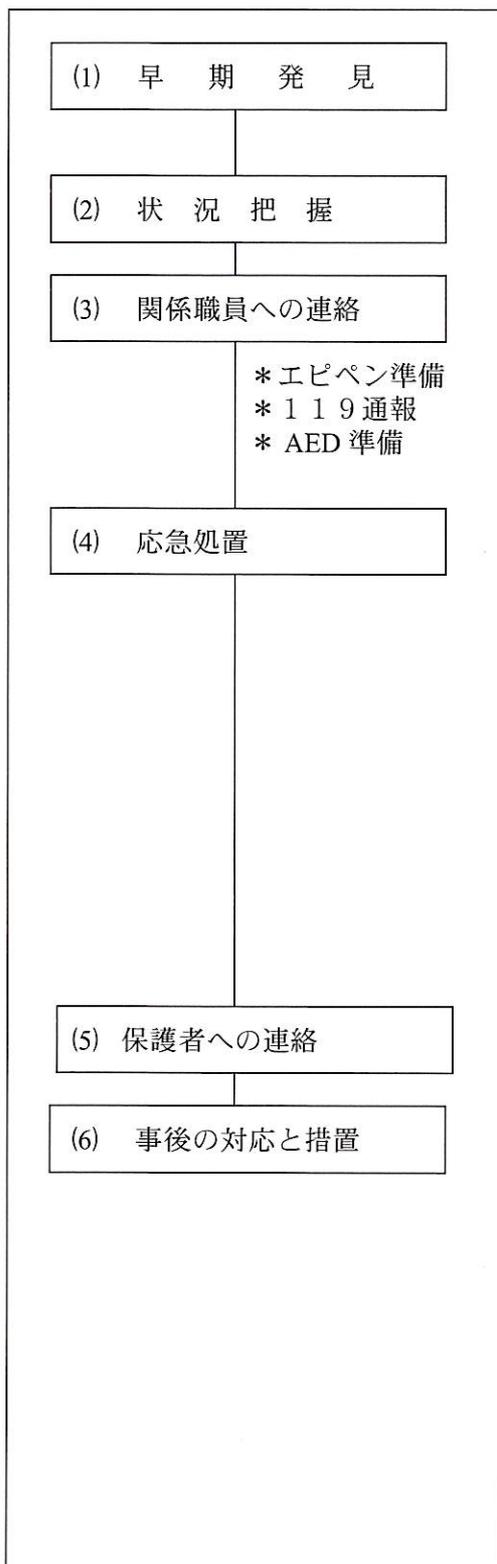
全職員に事故発生から現在までの状況を知らせる。
安全指導の面から必要事項については全校・学級で指導をする。

食物アレルギー等（アナフィラキシーショック）

アレルギー症状発生

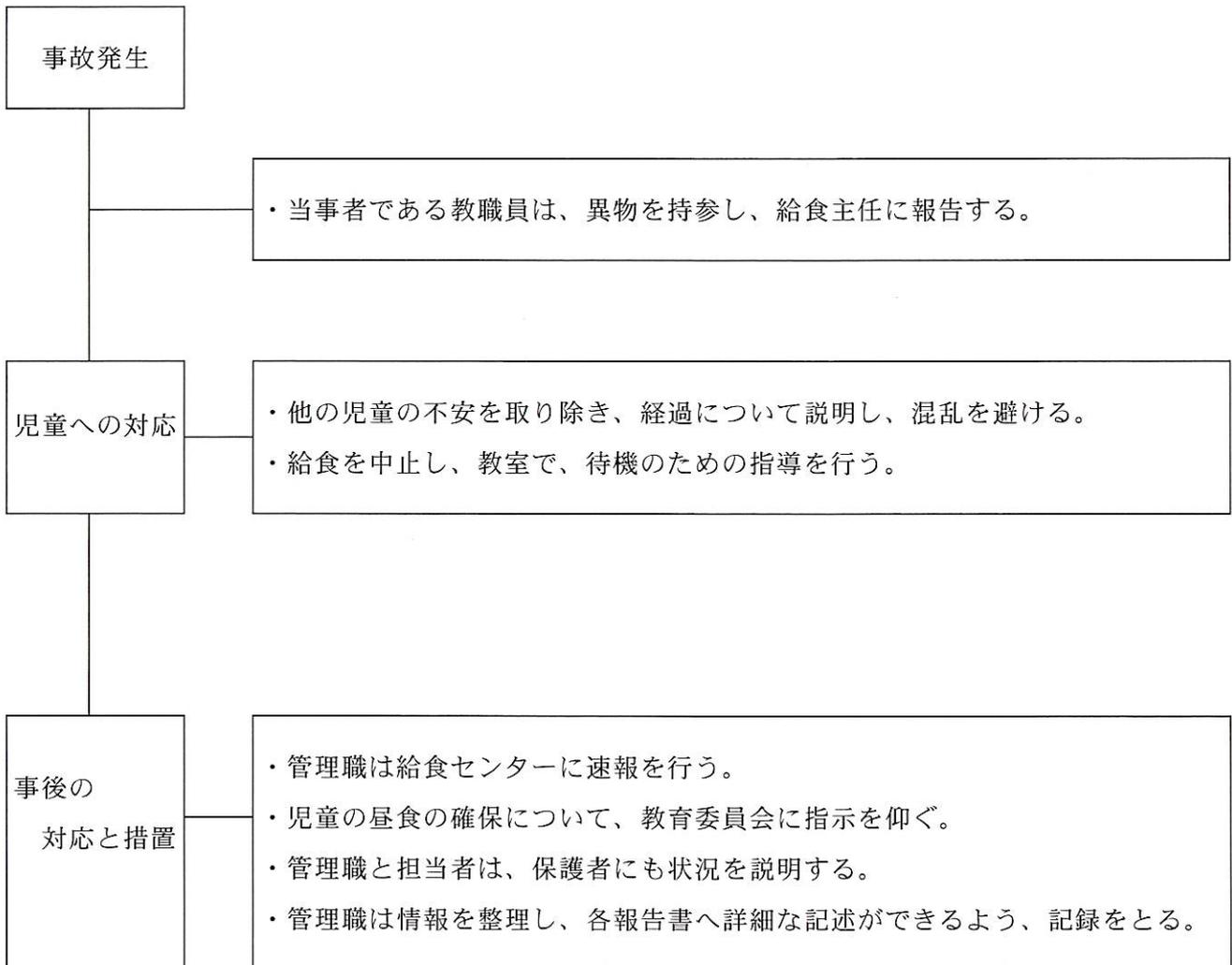
【基本対応手順】

【具体的行動マニュアル】

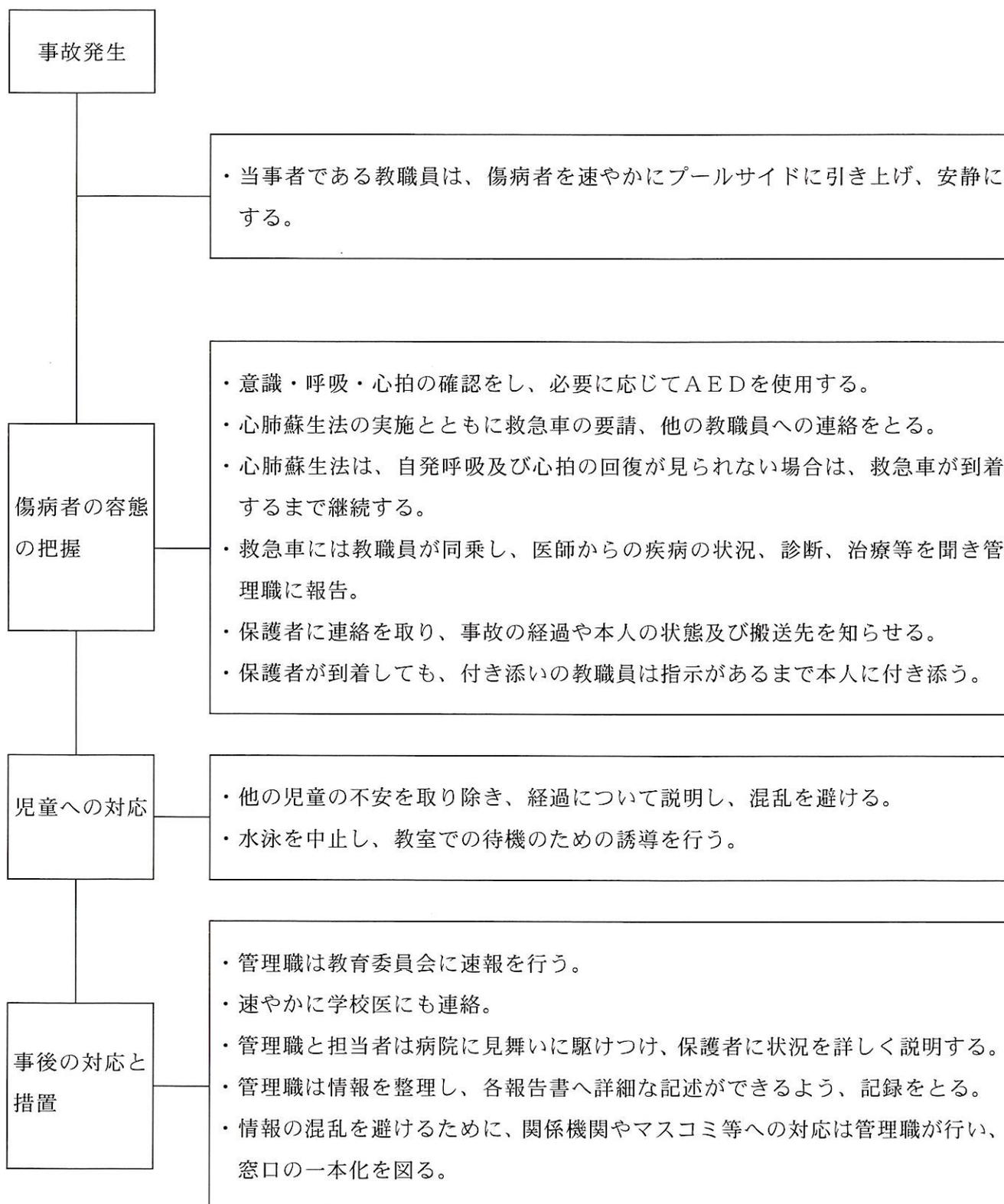


- (1) 担任、養護教諭は、アレルギー児童の状況の変化に注意を払い、誤食のないよう注意するとともに、異常の早期発見に努める。
- ↓
- (2) 発見者は、児童の様子や異常の訴え、食物アレルギーの有無、その日の給食内容について把握する。
- ↓
- (3) 発見者は、近くの職員に連絡し、助けを呼ぶ。けっして児童から目を離さないこと。
- ↓
- (4) 職員の役割分担を行い、緊急性が高いアレルギー症状かの判断を行い、すみやかに緊急対応を行う。
- ①救急車搬送の必要な場合は、すぐに救急車出動を要請し、養護教諭が救急車に同乗する。
 - ②エピペン保有児童の場合、緊急性が高いアレルギー症状の場合は、直ちにエピペンを使用する。
 - ③意識や呼吸がない場合は、心肺蘇生（AED使用）を行う。
- <役割分担>
- 準備担当 緊急時対応の準備
エピペンの準備
AEDの準備
 - 連絡担当 救急車の要請
管理職を呼ぶ
保護者への連絡
 - 記録担当 5分ごと状況把握
エピペン使用時刻の記入
 - その他 他の児童への対応
- (5) 保護者に事故発生、状況、搬送された医療機関などを正確に伝える。
- (6) 速やかに教育委員会に連絡を入れる。
- ①管理職は、教育委員会に状況報告を行う。
 - ②児童に対しては、登校後も健康状態に特に注意を払う。
 - ③児童の不安解消に努め、心のケアが必要な児童にはカウンセリング等を行う。
※罹患児童や周囲の児童の心のケアに努める。
 - ④医療機関が行う原因の究明に協力し、原因除去、再発防止に努める。
 - ⑤情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関等への対応は、管理職（教頭）が行い、窓口を一本化する。

給食への異物混入事故発生時の対応



授業（水泳）中の事故発生時の対応



いじめ・不登校等発生時の対応

1. 目的

いじめ・不登校等を未然に防止し、早期発見に努め、児童に健全な学校生活を送らせるために、この対応策を整備する。

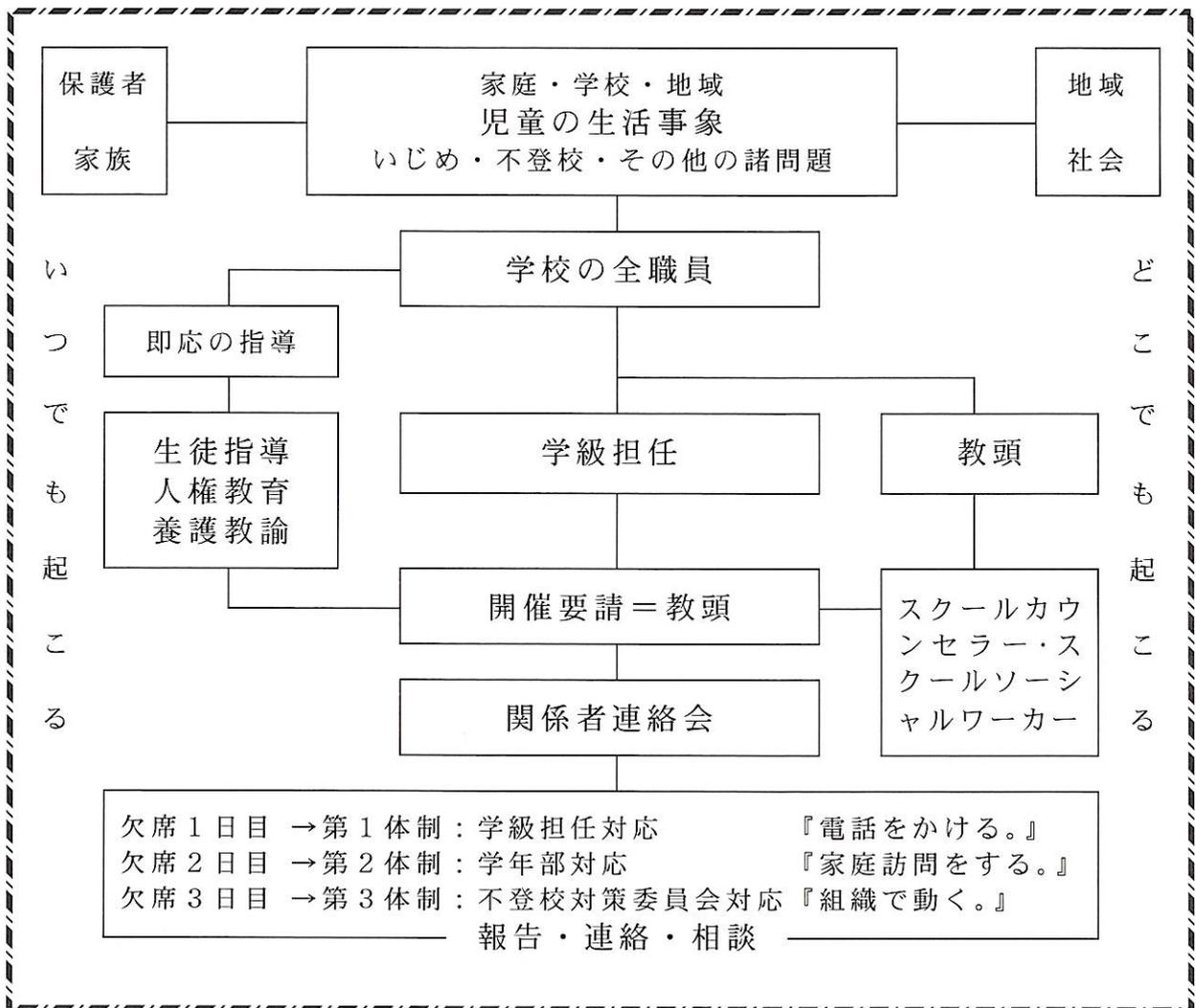
2. 未然防止・早期発見のために

学級担任を中心として、事象の内容に応じて生徒指導主任や人権教育主任、養護教諭との連携を図りながら、誠意を持って、受容的・共感的な指導・教育相談を重視する。また、「報告・連絡・相談」を密にする。

3. 解消のための指導・相談体制

第1体制	学級担任による解決・解消を図る。
第2体制	学年部（低・中・高学年部）による解決・解消を図る。
第3体制	いじめ・不登校対策委員会を設置し、対応して解決・解消を図る。

4. 体制の系統図



常に危機意識を持つ

交通事故時の対応 (児童の事故)

発生	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の連絡を受けた職員は、直ちに救急車の手配の有無を確認する。2 警察についても、事故連絡が行われているか確認を行う。
情報収集	<ol style="list-style-type: none">1 管理職は、複数の職員に、携帯電話、AEDを持って現場に向かうように指示する。2 学校においては、事故対応に電話を1回線確保する。
応急処置	<p>【救急車が到着していない場合】</p> <ol style="list-style-type: none">1 現場に到着した職員は、手分けをして応急処置や現場にいる他の児童の安全確保を行う。2 負傷者が複数で混乱している場合には、付近の住民に応援を要請する。 <p>【救急車が到着していた場合】</p> <ol style="list-style-type: none">1 教職員1名は、救急車に同乗し、搬送先の医療機関を学校に連絡する。2 救急車が既に出た後であれば、学校に連絡を行い、連絡を受けた学校では、消防署に連絡を取り搬送先の医療機関を確認する。3 現場にいる児童が安全に下校できるよう、指導する。
状況把握	<ol style="list-style-type: none">1 被害にあった児童の氏名、負傷状況、搬送先の医療機関を確認し、学校に連絡する。2 現場に残った教職員は、警察による現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。
保護者への連絡	<ol style="list-style-type: none">1 学校で待機している教職員は、現場の報告に基づき、保護者に事故の発生、負傷状況、搬送された医療機関名を正確に伝える。
事後の対応と措置	<ol style="list-style-type: none">1 管理職は、教育委員会に状況報告を行う。2 管理職と担任は、速やかに病院へ見舞いに駆けつけ、保護者に状況を詳しく説明する。3 管理職は、情報を整理して事故発生の状況、発生直後の対応等事故の経緯について記録し、今後の再発防止に取り組む。4 児童に対して事故の概要を説明し、交通安全、生命の大切さについて指導を行う。5 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関への対応は教頭が行い、窓口を一本化する。
反省	<ol style="list-style-type: none">1 職員会議 (対応の反省、予防策不備の検討)2 事件経過報告 (時間を追っての詳細な記録)3 保護者への説明と、今後の予防改善策依頼

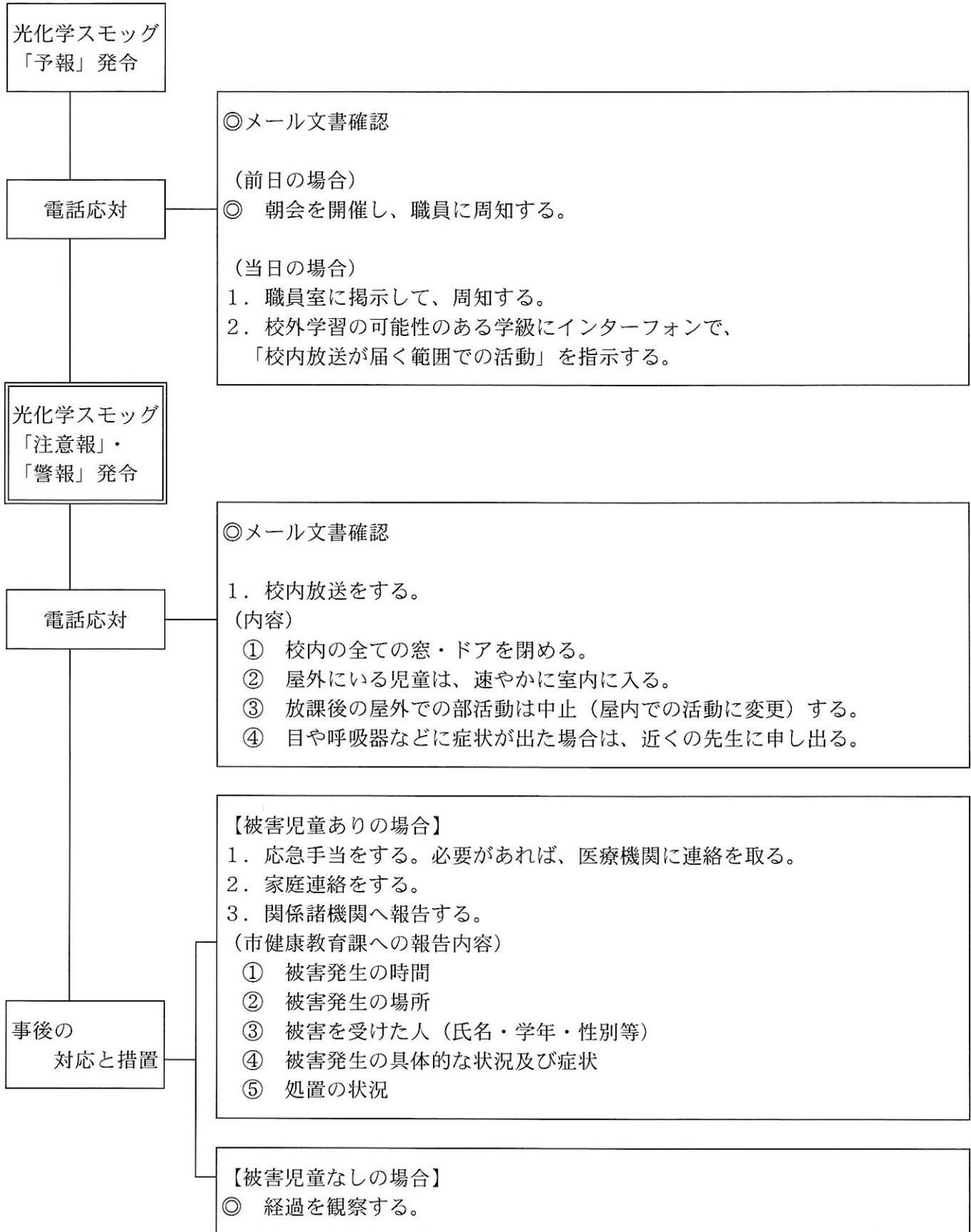
交通事故時の対応 (教職員の事故)

発生 (状況確認)	<ol style="list-style-type: none">1 すぐに車を停止させ、状況を確認する。2 事故現場を離れない。
負傷者の 救護	負傷者がいる場合は、救護措置をとり、119番通報をして救急車を呼ぶ。 (必要があれば、近隣の人や通行中のドライバーに応援を要請する。)
警察への連絡	<ol style="list-style-type: none">1 安全を確保し、警察に連絡をする(110番) 物損だけの時も必ず警察に連絡する。現場で当事者だけの示談は行わない。
管理職への 連絡	<ol style="list-style-type: none">1 管理職へ連絡し、指示を受ける。2 管理職は、当該職員への事故への対応を指示し、状況に応じて、現場への急行等の措置を検討する。
保健会社への 連絡	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生を、加入保険会社へ連絡する。
諸確認	<ol style="list-style-type: none">1 警察の現場検証に立ち会うとともに、必要に応じて相手の氏名・住所・車両ナンバー・自宅・勤務先等の確認・記録を行う。
事後の対応と措置	<ol style="list-style-type: none">1 管理職は、教育委員会に状況報告を行う。2 管理職と担任は、速やかに病院へ見舞いに駆けつける。3 管理職は、情報を整理して事故発生状況、発生直後の対応等事故の経緯について記録し、今後の再発防止(不祥事防止研修)に取り組む。4 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関への対応は教頭が行い、窓口を一本化する。

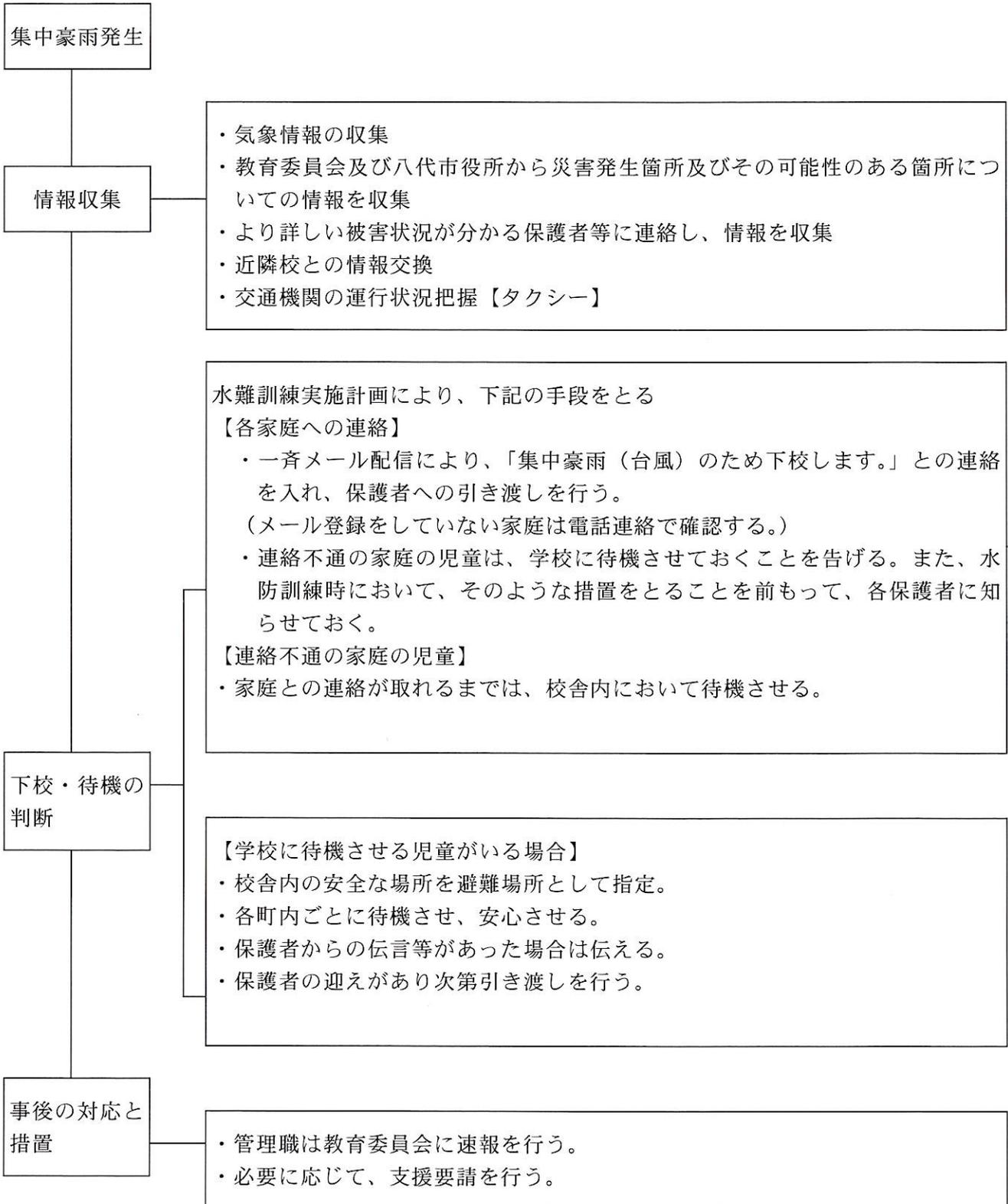
インターネット上の犯罪被害発生時の対応

被害防止	1 最新事例を把握し、情報モラル教育の充実に努める (警視庁ウェブサイト、熊本県警察本部ゆっぴー安心メール)
発見	<ol style="list-style-type: none">1 教育相談、アンケート、連絡帳などで、情報収集。 (児童が危険にさらされている場合は、すぐ、警察に通報する。)2 熊本県警察本部ゆっぴー安心メールで、校区の被害が記載されていないか確認をする。3 本人や家族、児童、地域住民、関係各所からの連絡
対応1	<p data-bbox="300 891 1505 972">休業中や夜間に起こった場合、連絡を受けた職員が管理職に連絡する。緊急対応必要な場合は、家庭から警察に通報してもらい、管理職、担任は学校に集まり、対策本部を開設する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 トラブルを発見や相談があった場合、管理職、生徒指導担当、保護者に連絡をとり、事実関係の確認をする。 (児童が危険にさらされている場合は、すぐ、警察に通報する。)2 警察、法務局、スクールカウンセラーに相談。 (被害の状況と加害者の情報を伝える。被害児童とカウンセラーとの面談をもうける。)3 教育委員会への連絡
対応2	<ol style="list-style-type: none">1 児童・・・・・・・・・・全校集会、学級指導、教育相談、カウンセリング1 マスコミ・・・・・・・・・・窓口の一本化(校長または教頭)
反省	<ol style="list-style-type: none">1 職員会議 (対応の反省、予防策不備の検討)2 事件経過報告 (時間を追っての詳細な記録)3 保護者への説明と、今後の予防改善策依頼

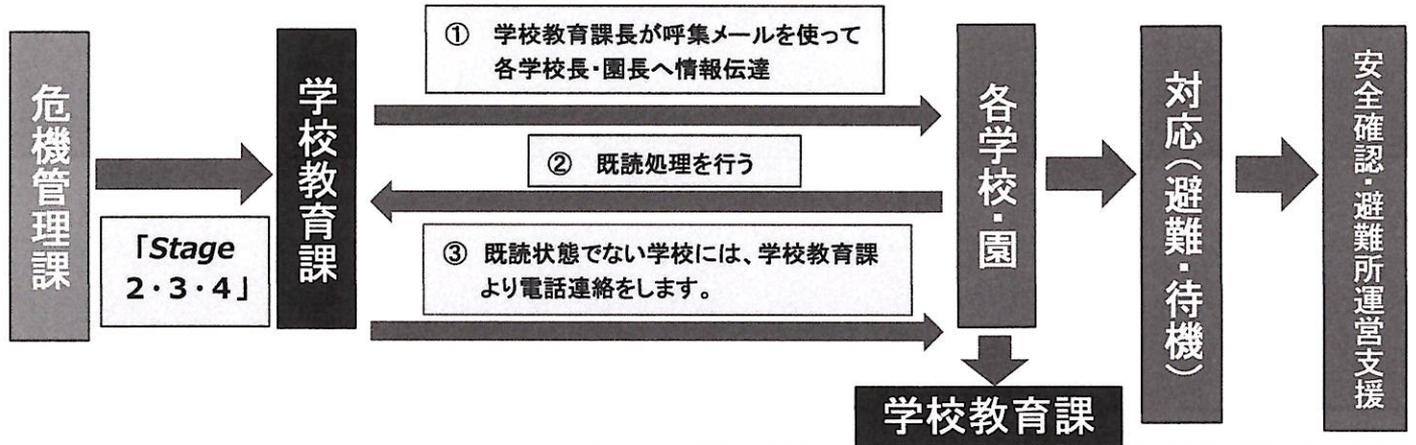
自然災害－光化学スモッグ発生時の対応



自然災害－集中豪雨（台風）時の対応



「二見川・下大野川水害タイムライン」の危機管理



「ステージ3」から、学校・園の避難状況報告（球磨川水害タイムライン様式）

各学校・園の各ステージの行動目安

0 H（破堤）

	Stage 0 平常時	Stage 1 準備	Stage 2 警戒	Stage 3 早期避難	Stage 4 避難	Stage 5 避難完了	Stage 6 応急対応
時刻		-T1 時間	-T2 時間	-T3 時間	-T4 時間		
防災行動完了目標（目安）	計画策定・資機材調達・訓練など日ごろからの備え	体制に備えて情報伝達・人員確保・資機材点検	配備体制警戒伝達	避難に時間がかかる人の避難完了	水平避難の完了	避難徹底	救命・救護 湛水対策 早期復旧
幼稚園	避難訓練の実施 通学路見直し 防災マップの作成 緊急連絡網作成 施設の waters 対策	テレビ、ラジオ、インターネットによる災害情報の収集 地域による安全情報の収集	タイムラインステージの情報伝達 保護者への避難周知の準備	避難準備と保護者への避難周知 園児の引渡しと保護者が迎えに来られない園児への対応	園の教職員避難 園の避難状況の報告	園児・教職員の安否確認	市立学校施設、給食施設、配給体制等の被害状況の把握、応急復旧
小・中学校	避難訓練の実施 通学路見直し 防災マップの作成 緊急連絡網作成 施設の waters 対策	テレビ、ラジオ、インターネットによる災害情報の収集 地域による安全情報の収集	タイムラインステージの情報伝達	避難準備と安全下校指導 集団下校と避難訓練 ※学校の避難状況報告	集団下校、待機 教職員による避難誘導 教職員の避難 ※学校の避難状況報告	児童・生徒・教職員の安否確認 待機した学校の児童生徒の対応 ※学校の避難状況報告（待機）	市立学校施設、給食施設、配給体制等の被害状況の把握、避難所運営支援
支援学校			スクールバス準備	スクールバスで一斉下校			避難所運営支援

各学校・園の各ステージの具体的行動

「ステージ3」から、学校・園の避難状況報告（球磨川水害タイムライン様式）

八代市立二見小学校	避難訓練の実施 通学路見直し 防災マップの作成 緊急連絡網作成 施設の waters 対策	テレビ、ラジオ、インターネットによる災害情報の収集 地域による安全情報の収集	タイムラインステージの情報伝達 校区小学校との避難準備・安全下校等の連携（二見中学校）	避難準備と安全下校指導 集団下校と避難訓練 ※学校の避難状況報告（市教委）	集団下校、待機職員による避難誘導 職員による避難 ※学校の避難状況報告（市教委）	生徒・職員の安否確認 待機した学校の生徒の対応 ※学校の避難状況報告（待機）（市教委）	校内施設、給食施設、配給体制等の被害状況の把握、避難所運営支援
-----------	-----------------------------------------------------------	-------------------------------------------	------------------------------------------------	---------------------------------------------	------------------------------------------------	---------------------------------------------------	---------------------------------

FAX送信表

学校教育課宛 30-1672

(二見川・下大野川水害タイムライン) による学校の対応状況について

年 月 日 ()

※報告時刻を○で囲んでください

午前	時	分
午後	時	分

※上記の時間以外に状況に変化が出た場合、記入し送信願います。

午前・午後	時	分
-------	---	---

学校・園名 ()
 記入者名 ()

1 対応状況等 (○をつけてください)

学校/対応	集団下校	学校園待機	引渡し	一部下校	バス通下校	自宅待機	通常どおり
本校・園							
()分校							

2 対応状況の詳細について

措 置	内容(報告時間/学年・人数・待機時間等を具体的に記入願います)
	()時()分現在の状況

※報告の判断基準

- (1)球磨川水害タイムライン「ステージ3」を通達した場合
- (2)上記以外で、学校において措置が必要と判断した場合
- (3)委員会より報告の依頼をした場合

※特に影響がなかった場合も「特になし」で送信願います。

※FAXでの送信ができない場合は、メール、電話等で報告願います。

令和6年4月22日（月）

八代市立二見小学校 保護者 様

八代市立二見小学校
校長 上塚 浩一郎

緊急（大雨等）時の保護者引き渡し訓練の実施について

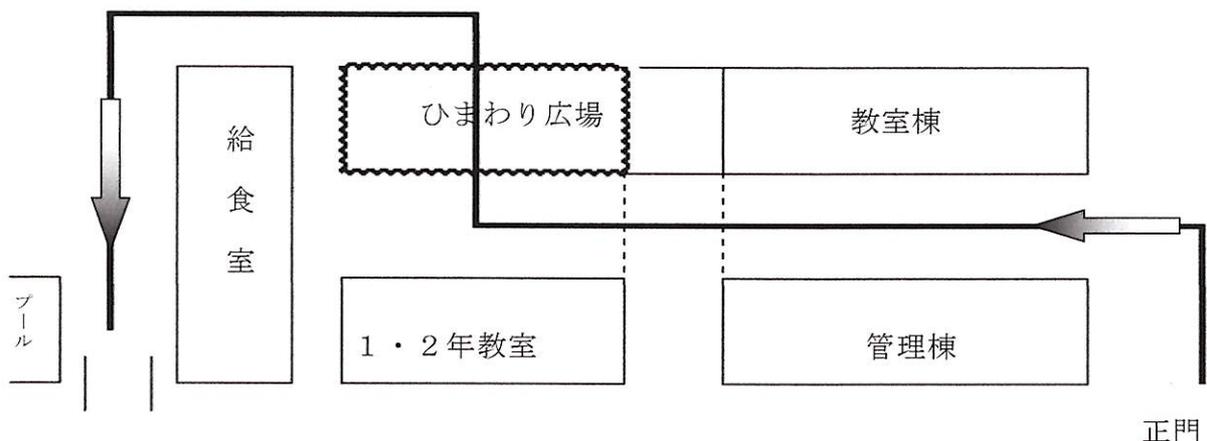
日頃から、本校の教育推進にご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、6月5日（水）の避難訓練（水防）において、緊急（大雨等）時を想定した保護者引き渡しの訓練を、下記のとおり計画しています。この訓練は、緊急時に安全かつ速やかにお子様を保護者に引き渡すことを目的としています。

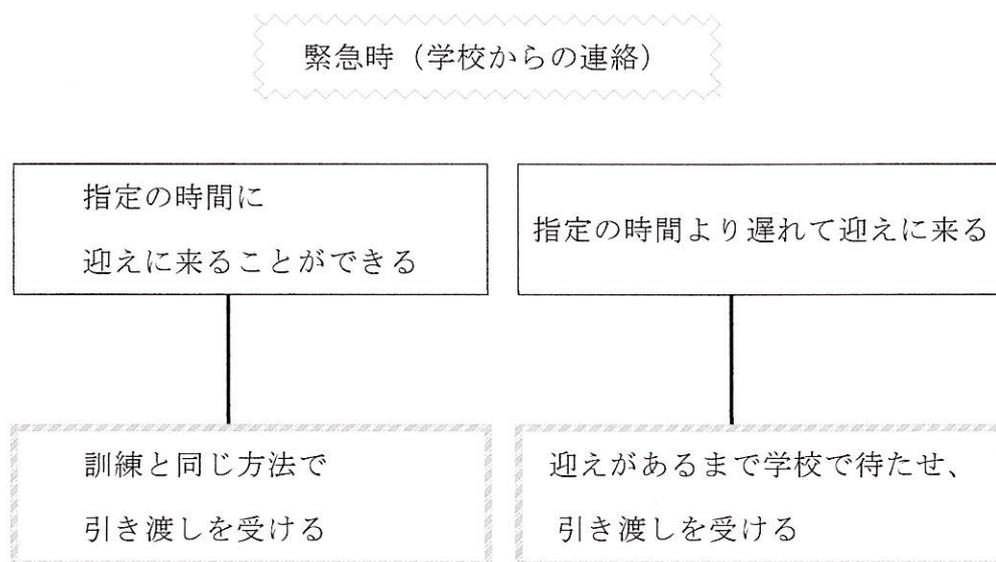
ご多用の折とは存じますが、お迎えへのご協力、何卒よろしくお願いいたします。

記

- 1 日時 令和6年6月5日（水） （15:15～ 引き渡し）
- 2 場所 二見小学校 ひまわり広場
- 3 方法
 - ・学校正門から入り、自動車のままひまわり広場へお越しく下さい（職員が誘導します）。
 - ・入られた順に自動車のまま並び、ひまわり広場でお子さんを乗せます（車にのったままをお願いします）。
 - ・お子さんを乗せたら、プール横の門から出られてください



4 緊急時は下図の方法での保護者への引き渡しをします。



緊急時の引き渡しは、事前に提出していただく「児童引き渡しカード」にそって、保護者への引き渡しを行います。実際の緊急時の迎えを想定してカードへの記入し、提出をお願いします。

○学校からの緊急連絡は、学校からの学校安心メールでお知らせします。メールには既読の確認欄が付いていますので、必ずチェックしてから返信をお願いします。

○下校時刻（学校からの指定の時刻）より遅れる場合のみ、学校へ電話をしてください（連絡をいただいたお子さんは、お迎えまで図書室待つようにします）。

○「友だちの家の車に同乗して帰宅」はしないことにします。

※6月5日（水）の訓練もこのカードを使って引き渡しを行いますので、カードは4月30日（火）までに提出をお願いします。

児童引き渡しカード

児童名			学年・番号	年 号
引き取り者 氏名	①	児童との 関係		電 話
	②			
	③			
兄弟姉妹	年 氏名			
	年 氏名			
緊急連絡先				

※「引き取り者名」には、迎えに来る可能性が高い方から、①→②→③の順に記入してください。

※本避難訓練（6月5日）より前に、大雨等で保護者への引き渡しによる下校が必要となった場合には、本訓練の流れで保護者への引き渡しを実施する場合がありますことをご了承ください。

弾道ミサイル発射に係る Jアラートの作動時の行動

八代市教育委員会

時 間 帯	在 校 時	在 宅 時
判 断 者	校 長 ・ 園 長	保 護 者 及 び 児 童 生 徒
Jアラート作動【避難行動①】		
屋外にいる場合	近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中などに避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。	
屋内にいる場合	窓から離れるか、窓のない部屋へ移動する。	
自動車の車内にいる場合	車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあるため、車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中などに避難する。周囲に避難できる建物がない場合は、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。 スクールバスは安全が確保できる場所に止めて、できるだけ建物に避難する。	

日本の領海外に落下した場合	
不審なものを発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡する。	
在校中の避難行動 ① の解除	校 長 園 長

日本の領土・領海に落下【避難行動②】		
情報収集	弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるためテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めるとともに行政からの指示があればそれに従って行動する。	
近くに 着弾した 場合	屋 外	口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
	屋 内	換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
在校中の避難 行動②の解除	熊本県教育委員会の判断に準じて八代市教育委員会から各学校・園へ	

(平成29年10月5日付け熊本県教育庁教育指導局体育保健課通知をもとに作成)

弾道ミサイル発射に係るＪアラートの作動時の行動（在宅時）

【弾道ミサイル飛翔中】

【本県に係るＪアラートが作動】

- 各家庭において、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する。
- 避難指示が出た場合は以下の行動をとる。
 - ①できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
 - ②屋外にいる場合、近くの建物の中、または地下などに避難する。
 - ③近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【弾道ミサイル落下後】

【日本の領海外に落下】

- 『通常通りの登校』を基本とする。
- 状況によっては、休校や始業時間の繰り下げも想定されるため、教育委員会からの緊急連絡に注意する。

【日本の領土・領海に落下】

- 園・学校は『臨時休校』とする。
- 解除の判断は教育委員会から各学校へ連絡し、その後、園児児童生徒の家庭へ連絡する。

【本県及び本県周辺以外に落下】

- 職員は通常通り出勤する。
- テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する。
- 校舎内外に被害がないか確認する。
- 今後の対応について教育委員会から連絡を受け、各家庭に連絡をする。

【本県及び本県周辺に落下】

- 被害がなく、通勤が可能な職員は出勤する。
- 園児児童生徒の安否を確認する。
- 校舎内外に被害がないか確認する。
- 被害状況を教育委員会に報告する。
- 今後の対応について教育委員会から連絡を受け、各家庭に連絡をする。

【その後の対応について】

ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合、臨時休校となるとともに、学校が避難所となることも予想されるため、避難所開設の協力を行う。

なお、本市の要請に基づき、各学校長の命令のもと、教員が学校の管理下において行う避難所運営の支援等については教員特殊業務手当での支給対象となる。